

第1回 安城市自治基本条例検証会議

日時:平成26年7月15日(火)10:00~12:10

場所:安城市民交流センター 2階 会議室

出席者:【市民 12名】

新、荻野、桐生、小森、鳥居、林、藤谷、神谷、酒井、佐地、早川、森(敬称略)

【事務局 7名】

神谷課長、仲道、原田、石原、沓名(企画政策課)

中屋敷(行政課)、澤田(市民協働課)

【ファシリテーター(進行役) 2名】

加藤、榊原(まち楽房)

欠席者:【市民 2名】

岡田、鈴木(敬称略)

資料:おしながき、名簿、H26自治基本条例検証スケジュール、安城市自治基本条例 逐条解説、
第1回eモニターアンケート結果、宿題シート①

司会進行:仲道

記録:榊原

【議事録】

1. 開会のことば (事務局)

ただいまより第1回自治基本条例検証会議を開催します。本日は、傍聴者が1名いらっしゃいます。傍聴者は発言されませんようよろしくお願いいたします。また、会の中で記録のための写真撮影をすることがあります。ご承知おきください。

2. あいさつ (事務局)

本日はご多用の中、お集まり頂きありがとうございます。開催に先立ち、公募委員の抽選をさせていただきました。7名の定員に対し、12名の方に応募いただきました。想像以上に興味を持っていただいているなと思いました。

ここで、落選された方の応募動機を紹介させていただきます。「市民一人ひとりが市民活動に積極的に参加するように考えたい」、「自治基本条例と多文化共生は密接に関係する。今後外国人が急増した時に市がどのような対応をするか確かめたい」、「自治という言葉の本質を理解しながら、自分が住む地域をどのようにあるべきかを考える機会にしたい」、「年金暮らしの恩返しに条例の検証、市民にとって大切なルールの検証をしたい」です。

また、私からのお願いですが、「市民が主役」「市民が主体的に」という表現が条例に幾つか出てきますが、これがどういう状態を想定し、どういう姿を目指しているのかをもう一度考えていただければと思います。私は、「市民が主役」「市民が主体的に」というのは重たく責任あるもの、結構しんどいものなのではないかという気がしています。この辺りを議論されたら素敵だなと個人的に思っています。

3. 概要説明（事務局）

安城市自治基本条例は、平成22年4月1日に施行され、今年度で施行後5年目を迎えています。この条例は、市民が主役の自治の実現を目指し、まちづくりの基本理念を定めたものです。この条例の第8章第26条で「5年を超えない期間ごとに市民参加のもと、検証をすること」と定められているので、この条例が社会状況の変化に照らし、市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものかを検証するために、この会議を設置しました。

この会議は、皆様の意見を聴き、自治基本条例の検証の参考にさせていただくという趣旨で開催します。附属機関として諮問、答申するものではなく、報酬はありませんが、年度末に多少の謝礼をお渡しする予定です。できる限り、全会議に出席いただけるようご協力をお願いします。

本日、皆様には委嘱状をお渡ししていますが、皆様の任期は平成27年3月31日まで。今年度中に5～6回程度の会議開催を予定しています。

会議の日時について、事前に希望調査をした結果、多くの方が平日の午前を希望されましたので、原則平日の日中の開催を予定しております。各会議の日程は、決まり次第、文書でお知らせします。

事務局の紹介をさせていただきます。企画政策課課長の神谷、課長補佐の仲道、企画政策係長の原田、私が企画政策課の担当の石原です。今回は行政課法規係長の中屋敷、市民協働課市民協働係長の澤田も一緒に入っています。以上、6名のメンバーで同席させていただきます。

ここから進行を交代します。今回の会議では、限られた時間の中で有意義で活発な意見交換をしていただけるよう、ファシリテーターをお願いすることにしました。ファシリテーターとは、中立的な立場で話し合いを促進するプロのことです。今回ファシリテーターをお願いする、まち楽房の加藤様と榊原様です。おふたりは、地域や組織が抱える課題をメンバー自身が解決するための話し合いや、計画づくり、人材育成などの支援を行なうソーシャルデザインという仕事をされています。

安城市では、自治基本条例や環境基本計画等のワークショップの進行役や職員研修など、これまで多方面で関わっていただき、本市の状況を理解されていることから、今回進行役をお願いしました。では加藤さん、お願いします。

4. アイスブレイク（進行役）

今回、限られた回数、時間の中で、できるだけ有意義な話し合いになるよう、また、中立的な立場で皆さんが話しやすいように尽力したいと思っていますので、よろしくお願いします。

では、初回の緊張感、この雰囲気のを和らげるためのアイスブレイクをしたいと思います。

- ・クイックチェック～じゃんけん(参加のスイッチをオンにする)
- ・名札づくり(二人一組でお互いの似顔絵を描き合う～「協働」の体感)
- ・2人1組で「①この会に期待すること」、「②この会にこんな貢献できるかも」、について、それぞれが交代で聞き役と話し役になり意見を交換～「傾聴」を体感

5. 自己紹介(敬称略)

進行:では、今おふたりでお話しされたことでもいいですし、その他のことでも構いません。自己紹介をひとり2～3分でお話し下さい。

委員：「安城市自治基本条例を考える市民の会」の代表として参加しています。先程の事務局の説明で、この会議の開催日程が平日の午前中ということでしたが、私は勤めているので、毎回この時間では出席できません。開催の曜日や時間帯を再考いただけるとありがたいです。もしくは、私が出席できない場合、代理人を立てることを許可してもらえれば、同じ考えを持った人が私の代わりに意見を表明することができます。是非ご一考いただきたい。また、これまで自治基本条例について自分なりに調べてきたことがあるので、わからないことは聞いてもらえたらと思います。現実感覚や法律関連で貢献できると思います。

委員：安城市自治基本条例を育てる会、通称「あんき会」の会長として参加しています。この会に期待することという、条例策定時から関わっていましたが、当時からこの条例が完璧とは思えなかった、それを今回、市民参加のもとに検証をするということで改めて参加しようと思いました。また貢献の方ですが、この条例をつくった時の市民の思いや経緯について多少はお伝えすることができるかなと思っています。人の意見をちゃんと聞きながら、自分もしっかり意見を言いたいと思います。

委員：東海市に住んでいます。仕事(職場)で安城市に関わることになって、今回こちらに参加することになりました。いろいろな地方に行くことがありますが、安城市は、日本の中でも住みやすくていい所。豊かな土地でより豊かになるためのことを進んでやっている地域だと思います。この会を有意義な場所にしていきたいと思います。

委員：年金暮らしをしています。安城市が安心安全なまちになることを期待しています。市内で、新聞を賑わすような大きな事件がいくつも出ています。とすると、潜在的なヒヤリハットは何百件もあると思います。自治基本条例を知ったのは今年の6月。はっきり言って、よくわからない。市民や協働という言葉の意味が分からず不安でしょうがないです。市民って何だろうと思います。安城の環境自治ということで書かれている市民の定義とも違うということで、わけが分かりません。今回は、この不安を解消できればと思って参加しました。

委員：市民公募で応募させていただきました。自治基本条例の策定の時に少し関わり、その後、特に何もせず過ぎてしまったのですが、この機会にいろんな人の意見を聞きながら、自治基本条例について考えてみたいと思います。市民にとって本当に意義のある条例にするためのアイデアがこの会から出されたいと思います。普段、子どものための活動をしているので、子どもが世の中でどんな状況に置かれているのか等の情報であれば提供できるかなと思います。

委員：「あんねっと」の会長をさせていただいています。自治基本条例と、自治基本条例に基づいてつくった市民参加や市民協働を具体的に進めるための条例づくりに関わり、現在もそれを進めるための会に関わらせていただいています。職員さんもこの5年間のあいだに変わられていますし、その過程でどういう検討がされてきたのか、どうやって現在に至っているか私なりに理解していますので、何かお役に立てることがあるのかなと思っています。

委員：生まれも育ちも安城です。「さんかく21・安城」の代表として、この会に参加させていただいています。市民公募のみなさんは非常に前向きだなと思いますが、私は「さんかく21」の方から参加してくるようと言われて、今回参加することになりました。しっかり勉強させていただきます。よろしくをお願いします。

委員：「安城市ボランティア連絡協議会」の会長ということでこの会に呼ばれました。社協登録の約20

0団体のうち、50の小さい団体が集まってできたのがこの会。私はサラリーマン定年後、家内の実家の安城市にきました。家内の親が民生委員でお世話になっていたのも、ボランティアを始めました。連協には障害者の方が多いので、その声をこの会に届けたいと思っています。わかりやすい条例ができたらいいなと思っています。

委員：名古屋から安城に移り住んで17年。名古屋の大学に40年務め、昨年定年退職しました。専門は音楽。文化について疑問を持ち、まず自分が勉強しなければいけないということで、まちづくり市民会議に入り、文化のあるまちづくり委員会に所属しました。安城市は、古いものは保護しますが、新しいクリエイティブなことができない。私が疑問に思ったことについて要望書を出したら、予算がついて市民公募文化事業ができました。昨年は南吉生誕百年事業もやらせていただきました。新しくできる建物(安城市図書情報館)に、文化や芸術の委員が入っていたかも疑問に思っています。そんなところから勉強させていただきたいと思っています。

委員：安城市役所の近くで生まれ、ずっと住んでいます。「安城市町内会長連絡協議会」は79の町内会長の集まり。新しく入られた方と10年以上いる方の意見が違う中での調整は難しく苦労しています。今一番の問題は、町内会に入っていない方が高齢者で見守り活動の対象であること。もう1つの問題は、安城市にいる外国人の受け入れについて。町内会には入っていないけれど一緒にお祭りしたりして変な矛盾が出てきている。外国人も市民登録しているから市民ですが、外国人は市民条例の中に加味されていない。これからの国際社会では、同じ市民として同等にやっていくことが必要だと思う。

委員：20年以上前に、結婚して豊田から安城にきました。その前、3年間、ニューヨークにも住んでいました。いろんな所に住んできたので、安城の良さと悪さがよくわかる。また、17～18年前からカルチャーセンターの講師をしていて、10カ所以上のよそのまちのお母さん達と会うので、日々、安城市との違いを感じています。今、子育て真最中ですが、そういう立場からでも意見を伝えていけたらと思って参加させていただきました。条例には詳しくないですが、皆さんに何か気持ちを伝えられたらと思います。

委員：図書館の近くの絵画造形教室をしています。安城で生まれ育った。偶然にも安城市の姉妹都市のハンティントンビーチで絵本を描いたりデザインの仕事をしています。正直、安城市のこういうことは、どうでもいい。中学生や高校生、20代の子に条例を読ませたけど、何言ってるんだこれ、という感じ。ちんぷんかんぷん。学はあるけど教養のない人がつくったんだなと言っている人がたくさんいます。ぼくは、絵やアートで若い人を惹きつけている。自分のところで若い子集めて、カップルや結婚までいたりしている。それも1つの町おこしじゃないかと思っている。壱番会でやっていた鶴田さんが早く逝っちゃったので、これからは僕がやっついこうと思います。

進行：ありがとうございました。いろんなバックボーンや考えをお持ちの方が集まっていっしょやることがわかりましたね。

6. 自治基本条例策定までの流れと施行後の動き、今後のスケジュールについて

進行：では、事務局から、これまでの流れと今後のスケジュールについて説明していただいて、その後質疑応答の時間を取りたいと思います。

事務局：(以下、スライドを使って説明)まずはじめに、自治基本条例とは何かということですが、一言

例えば「まちづくり」の基本理念やルールを定めた条例です。まちづくりを進めるための基本的な考え方、市民・議会・行政がどんな役割を担い、どんな方法でまちづくりに取り組んでいくのかについて条例として明文化したものです。自治基本条例は、市の最高規範と定められており、他の条例等の制定改廃及び運用にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重することとしています。現在、愛知県内では54市町村の内、15の自治体で制定されています。

では、どうして自治基本条例が必要なのか。1つ目の理由として、「地方自治体の自主性、自立性の向上」があげられます。平成12年の地方分権改革によって、市町村は国・県と対等な立場になり、地域の総合行政を行うことが確認されました。地方分権は、地域のことは地域で考え、地域自らの責任で決める「自己決定・自己責任」という基本的な考えに立っています。

2つ目の理由として、「住民自治の推進」があげられます。自治体の運営に広く市民が参加し、地域内の問題解決を行なうためには、情報の共有や市民参加の制度など、住民自治を推進させる制度の整備が求められています。

こうした背景の中で、安城市では、神谷学市長が2期目のマニフェストで「自治の環境を変える」と掲げたのを契機に自治基本条例の策定に向けて動き出しました。

条例の策定にあたっては、市民の手でつくり上げていくべきであると考え、定員を設けずに公募した市民24名と市役所の若手職員11名の計35名からなる「安城市自治基本条例を考える市民会議(通称:あんき会)」が、議論を重ねながら約1年の期間をかけて条例素案をつくり上げ、市長へ提言を行いました。そして、市民会議から提言されました条例素案を基にして、学識経験者、関係団体代表者、議会代表者、あんき会代表者からなる「安城市自治基本条例策定審議会」で条例(案)の検討を行ってきました。その後、パブコメによる意見募集を実施し、条例案をまとめ、議会へ上程し、平成21年10月1日に公布、平成22年4月1日施行となりました。

自治基本条例の組み立てですが、条例は、「理念」「原則」「役割」「市民参加と協働」「市政運営」「その他」の大きく6つの項目で構成されています。「理念」は、前文、条例の目的や位置付け、用語の定義について書かれています。「原則」は、市民参加と協働の原則、情報共有の原則という2つの基本原則を掲げています。「役割」は、市民の権利と責務、議会・行政の責務について書かれています。最後の「その他」では、条例の見直しについて書かれています。

今日は時間の都合上、条例の構成だけをご説明しましたが、条文の内容につきましては本日お配りした逐条解説をご自宅で読んでおいていただければと思います。

さて、自治基本条例ができて、どのようなことが期待されているかということですが、まず1点目は、市民・議会・行政の三者が、共通の将来像や目標を共有し、協働してまちづくりに取り組んでいくこと。2点目は、市民・議会・行政の三者が担うまちづくりに関する役割が明確になり、市民が主役のまちづくりが一層進められることが期待されています。この条例は、理念がもとになる条例ですので、まちづくりを進めるための「ツール」として、市民の皆さんに使われて初めて効果が生まれてくるものです。

現在は、あんき会による啓発活動が行なわれています。毎月の定例会などで啓発に関する話し合いをしているほか、ワークショップを開催してまちづくりについて話し合いをしたり、願いごと日本一を掲げる七夕まつりなどでアンケートを行うなどのPR、そして各町内会などへ出向いての寸劇による啓発活動などの方法で継続的に市民の皆さんに周知を図っています。

続いて、条例ができてからの市の動きについて。自治基本条例第14条に記載されているとおり、市民参加の権利は別に条例で定めることで保障することになっています。その一つとして、平成23年4月1日に市民参加条例を施行し、市政への市民参加の具体的な手続きを定めました。内容としては、例えば、審議会やワークショップなど市民参加の手法や、パブリックコメントの実施、会議の公開などが明文化されています。また、協働に関する事項の整備も進めてきました。平成24年3月には協働に関する指針を作成して方針を示し、同年10月には市民協働推進条例を施行して、地域団体、事業者等の役割や、市民協働推進会議の設置などを定めています。また、その後平成25年3月には、市民協働を推進するための具体的な施策や制度を定める市民協働推進計画も策定しました。具体的に制度として動き出しているものもあります。たとえば、市民活動補助金という制度です。市民のまちづくりや地域の課題解決など幅広く支援するために、つくられた制度です。平成25年度から始まり、25年度、26年度と続いています。また、それに伴い市民協働推進基金も創設されました。市民、事業者から寄附を募り、それと同額を市が積み立てて基金とし、活動補助金の原資とするものです。市民参加条例と協働の指針については、市民会議あんねっとが素案の作成を行いました。あんねっとも、条例制定後も市民団体として活動しており、参加と協働のまちづくりについて周知を図っています。このようにして、自治基本条例がつくられ、条例や制度の整備が進められているところです。

(以下、配布資料を使って説明)続いて、この検証会議の今後のスケジュールについて。この会議は、今年度中に、5～6回の開催予定です。今回、第1回目は皆様の顔合わせや会の趣旨を把握していただき、次回、第2回目から本格的に議論に入ります。次回までの宿題として皆さんに何について検証していきたいかを考えてきていただき、それをもとに次回話し合いをして現状を把握し、課題を抽出します。その後、第3回目から5回目は、それをもとに議論をしていきたいと思えます。

またこの会議以外の動きとして、検証の結果、改正を行うことになった場合、パブリックコメントを実施して市民の意見を聴いたり、議会へ上程を行うこととなります。

記載してあるのはあくまでも改正に向けての最短のスケジュールであり、必ずこの期限で改正しなければならないというものではありません。

その他、eモニターアンケートという市民の意向調査をしたのと、庁内において自治基本条例に関する調査をしましたので、また結果をまとめて皆様にご提示できればと思っています。

7. 質疑応答

進行:ありがとうございました。では、せっかくなので、少し意見交換したいと思います。その前に、おしながきを見ていただいて…より建設的な話をするために、3つの約束を守っていただけたらと思います。1つめは先程やった「傾聴」。2つめは、「意見は結論から、できるだけ簡潔に」。PREP法と言って、まず結論、次に理由、具体例、そして最後にもう一度結論という話し方をすると、短い時間で論理的に話すことができると言われています。3つめは、「人の意見を否定しない」ということ。やってくれ！という要求型ではなく、こうしたらどう？と提案型で話せば、難しい案件でも対話のテーブルに乗ると思います。では、みなさんから質問やご意見を伺いたいと思います。

委員:(条例について)これは読んだだけではわからない。説明していただいても、やっぱりわからない。

わからないことだらけ。市民、協働、最高規範、の3つの言葉を教えてほしいです。

進行:あまり時間がないので、まずは、皆さんから疑問点を全部出してもらってから話しましょう。質問や意見は、「条例そのものについて」と「会議の進め方について」の2通りあるかなと思います。

委員:先程も話がありましたが、検証会議の日時は、いつも平日の午前中ではなく、土曜の夜や日曜など、できるだけ委員のみなさんが参加しやすいように工夫をした方がいいのかなと思います。

委員:僕は市役所を勇退された方から「ちょっと行って来い」と言われてここに来た。全然興味がない。「この人達に言っても無駄」という感じ。よその目を見た方がいいと思う。ヤフーニュースを見るのではなく、よその国が日本をどう思っているかが大事。安城の人達は、やること全てセンスが悪い。安城市は裕福だから、自分達の短い物差しで考えて、お金をつぎ込んだら。すごくセコイ。安城は笑いものにされちゃう。

進行:どうしたらいいと思いますか？

委員:僕一人じゃ無理だから、生徒やお店のお客さんを育てているんです。さっき、(条例の説明も)棒読みで説明していたけど、こんなことさえ説明できないんだ、この程度かと思っちゃった。だから、意味がわからなくなっちゃう。自分達も理解していないことを人にわかってもらおうと思っても無理。一人ずつ、説明してみろって言いたいです。

委員:僕は自分の言葉でチラシをつくって配っているの、わからないことは聞いてもらえたらと思います。僕がわからないのは、地方分権一括改革があって、そのために国と地方が対等になって、自治基本条例にが必要になったということなんです。自治基本条例は、1700の自治体のうちで、今、308しかつくっていない。では、つくっていない所は市政ができていないのか？つくってないから破綻したという事例があるのか？具体的に何をするため、何を定めるための条例なのかかわからない。新たに地方が決めなければいけなくなったことは何？自治基本条例で、誰が何を期待しているのかかわからない。主語がない。ふわっとしたイメージで、対等になったから必要になったと言われても納得できない。市民の意見を聴くのはいいと思うけれど、パブコメやこういう会議で市が聴けばいいだけの話で、条例なんて要らないんじゃないかと思います。

進行:ここには、条例策定に関わられた方もいるので、条例の目的やねらいについては、また聞いてみたいと思いますが。今日は時間がないので課題出しだけにしておきたいと思います。ほかに、気になることがある方は？

委員:私は一人でも多くの委員が参加できる日に設定したらいいと思う。

委員:5年間の成果の検証会議ということですが、具体的にどんな成果があったのですか？

進行:あとで、市民のeモニターアンケートの結果について紹介をしてもらうことになっています。それから、5年間の成果について庁内(市役所内)でも調査を行っているそうなので、次回ぐらいに、その結果の紹介がされるはず。それに加えて、皆さん、条例づくりに関わった方や、外から見た方から見て、どう感じるかを次回に寄せ集め、何が論点なのかを決めたいと思っています。行政が引いたルールに従ってシャンシャンで終わる会ではないので、今回、この会のみなさんでよりよくする、もしくは、変えていくことを話し合えたらおもしろいかなと思っています。

委員:見直しは、5年間でどんな成果があったかについて検証するのではなく、5年間やってみて、条例がうまくいっているか、合わないところがあるんじゃないかとかいった、「条例そのものの見直し」と思っていました。成果が上がらないから条例がダメとかという検証ではないと思っていたの

ですが。

進行: はい。条例に書いてある「この条例の施行後、5年を超えない内に、社会状況の変化に照らし、市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものかを市民参加のもとに検証する」に基づき、この会で検証をしていくということでしたよね。ご指摘の通り、条例そのものの見直しをするのですが、その時に、効果がどうだったかとかいう情報も必要だよねということだと思います。

委員: スケジュールと、何を話し合うのか?というのを早めに決めて知らせてほしい。急に言われても、考えの持ち合わせがなければ、ここへ出てきても何も言えない。

委員: さっき最高規範という言葉がわかりづらいという意見がありました。条例というのは、そういうものだと思う。総合計画も、そこから実施計画とかいろいろあるように、ポンと具体例が出てくるようなものではないと理解しています。勤めている人は平日の昼間だと大変。せつかく14人集まってやるので、最初から無理という人がいるのは申し訳ないと思います。

委員: この会議の位置づけ、会議の結果は、提言という扱いですか?結果はどの程度の重み?

事務局: 付属機関ではないので、諮問答申というのではありません。意見を聴かせていただくための会、という位置づけになります。活発な議論がされることを望んでいます。提案をいただいた段階で、市としてどうしていったらいいのか考えていきたいと思っています。

委員: 市民参加のカテゴリーになりますか?公聴会みたいな扱い?

事務局: そうです。

委員: だいたい僕の意見は無視される。

委員: 最初から無理な日程で設定されているので、無視されていると感じるのでは?

委員: 私も現役のサラリーマンです。確かにそうなんです。仕事を持ちながら、こういうことに参加できるような社会にしていかなければいけないと思う。昔は自分達でやっていたことを、税金を払って役所をお願いして、我々は何もしません、というのは、変えていかなければいけない。夜に開催すれば、若いお母さんは出られない。自分だけのことでなく、みんなのことを考えなければいけないと思う。

進行: 確かにそうですね。そのあたりが「自治」につながる話になってくると思います。働いている人も出やすい日程を組み込むことに異論がある人はいますか?(→なし)

委員: 私は会の代表として、安城市のためということで手を挙げた責任があると思っている。どうしても皆さんと日程が合わないならば、傍聴席にいる白山議員に代理で出てもらうことができるといい。皆さんもそれぞれ代理が立てられるシステムにすればいいと思う。

進行: こういう風に日程を決める時、本当は、どうしても駄目な曜日と時間だけを皆さんに聞いた方が良かったのですが、希望日だけを聞いてしまった結果、平日午前開催ということになったのだと思います。2回目の日程から変えるとなると、今日、皆さんにスケジュールを確認して決めないといけませんが、いいですか?平日の夜が絶対ダメだという人は?

委員: 曜日による。希望日を書くとき、とても書きにくかったです。

委員: 3つくらい候補を挙げておいて、その中から一番多く参加できる日を決めるのがいいと思う。

委員: 直前では出られません。何か月先までも予定を決めておいていただきたい。

進行: では、皆さん、手帳を持ってきていますか?

事務局: 会場の予約もあるし、今ここでは決められない。

進行:会場はどこでもいいので、皆さんが出来るということを優先した方がいいのでは？

委員:14人全員は無理じゃないですか？

委員:例えば、今回はこのままでしょうがないとして、その次からは、10月～11月で時間があるので、駄目な日をみんなで出してもらって一番多く参加できる日で決めたらどうか？一度も出れない人がいたら困るので、少し人数が減っても出れない人を優先する日があってもいいかもしれない。

進行:では、今回はそのまま開催して、3回目以降については、事務局が表をつくって郵送するので、どうしても駄目な日・時間帯に×をもらって、早めに日程を決定しましょうか。

委員:代理出席は認めてもらえないか？

委員:市民公募の代理はないと思うが、団体代表は代理でもいいと思う。

委員:公募市民でも、出られない人の思いを伝え聞いているかもしれない。同じ市民なのにおかしい。

委員:子どもはダメか？

進行:個人的にはいいと思いますが。まずは代理出席について決めましょう。代理出席を認めるべきでないという人はいますか？(→異議なし)。では、団体の代表だけにするかどうか？

委員:公募市民は、個人の思いを伝えたいと思って来ているので、代理を出すというのはちょっと筋が違うのかなと思う。抽選によって、他の公募の人を外して入ってきている。代理でもいいのなら、落ちた人が出たいと言うかもしれない。

委員:それを言うなら、なんで抽選したのかと思う。落とす必要があったのか？

進行:そこまで戻ると議論が拡散してしまうので。

委員:私自身は団体の代表として来っていますが、会の皆さんに意見を聞いて来るつもりはないです。報告はしますが。

進行:今は、代理を出してほしいという話ではなく、意思表示をしたいのに出られない場合どうするかという話。欠席の方には紙面で意見を出してもらうという方法もあります。テーマが決まっているので、それについて書いたものを誰かが代読する。では、団体代表が代理を立てるのは殆んど問題ないとして、公募市民が代理を立てられるかを決めたいと思います。

委員:団体の方が代理を立てられるのはいいですが、せっかく築いたこの人間関係を、「またそこから説明？」ということがないように参加していただけるならば、いいと思います。無駄な時間は使いたくない。だから個人は難しいかなと思う。

進行:欠席をする人が責任を持って、今までの話をきっちり申し伝えた上で参加して頂けるなら代理はOKということにしましょうか？

委員:私は、最初の案内は団体で来ていて、今度の案内は個人名で来た。私は、団体のメンバーにも声を掛けたが、私が出ることになった。公募でも皆さんそれぞれ状況が違うと思う。

進行:では、時間もないので、多数決で決めたいと思います。公募市民も代理を立てて構わないと思う方は？(→多数)。では、多数いるので、公募も代理を立てられるということにします。

委員:欠席した人が記録をどう確認するか？ビデオで記録するのが一番いいが。

進行:少なくとも紙媒体で記録したものを、休んだ人も含めて全員に郵送してもらいたいと思います。では最後に、市民モニターアンケート結果について。時間がなくなってしまったので、どういものかということだけ簡単に説明してもらって終わりたいと思います。

事務局:お手元の資料にあるのは、eモニターアンケートを実施した結果です。eモニターアンケートは

市内に住む方、働いている18歳以上の方に登録していただき、市から配信するアンケートに答えてもらうというものです。現在、登録数が1334人。全市民に無作為抽出で行なったアンケートではないのですが、今回の回答数が934人、回答率が70.3%です。今後、条例の検証を考えていく参考にしていただければと思います。

進行:これを見ると、自治基本条例の認知度は、まだまだなんだということがよくわかりますね。

8. 次回の進め方～宿題について

進行:最後に、宿題について。次回までに、自治基本条例やアンケート結果を読んで、評価できること、問題点、そしてここだけはみんなで話したいという論点を考えて、7月25日までにFAX、メール、郵送、持参のどれかで提出をお願いします。事前に送っていただきたいのは、印刷して皆さんにお配りして、それをベースに次回、話し合いたいからです。期間が短いので大変ですがよろしくをお願いします。

※ご注意:宿題シートの下段に「お名前」を書いてお出してください。

進行:今日は、初回でどうなるかなと思いましたが、本当にいいメンバーが集まっているなと思います。進め方についても、いろんないい提案をいただいて非常に良かったと思います。今後、2回目、3回目と積み上げていって、何か結果を出して終われるよう、6回やってよかったと思えるように、私たち進行役も尽力したいと思います。

9. 閉会のあいさつ

事務局:次回は7月30日、文化センター2階の第24会議室で9時半からです。よろしくお願いします。欠席、代理については、25日までに事務局までご連絡くださるようお願いいたします。それでは、第1回の自治基本条例検証会議を終了します。ありがとうございました。

以 上